## 令和2年度「ふれあいファミリアミーティング」回答表【坂本区】

No.	意見・要望要旨	担当課	回答
	【中津川堤防敷周辺の環境整備】	企画政策課	「令和の広場」構想につきましては、
	現在、中津小学校周辺の行政区が協力		農地法や河川法の制約のほか、当該構
	し、八菅橋下流側における「令和の広		想地内にあります町上水道の水源地保
	場」構想を立ち上げていますが、中津		全や水害対策など、多くの課題があ
	川は水が綺麗で、観光資源としての素		り、実現の可能性や実効性を考慮しま
	地があると思います。		すと、非常に困難なご提案であると認
	そこで、堤防や河川敷の雑草・雑木を		識しております。
	伐採して美しい河原に整備しなおし、		しかしながら、中津川は周辺の豊富な
	堤防にはサイクリングロードを整備し		自然環境とともに、本町を代表する貴
	て川沿いの広場を結び、川と一体化し		重な観光資源を形成しておりますの
	た自然公園にしてはどうでしょうか。		で、堤防敷の除草作業や坂本頭首工周
	堤防には法面保全のために柳や芝桜		辺の樹林化対策につきましては、厚木
	を、広場には桜や常緑樹を植え、町内		土木事務所へ要望しましたほか、サイ
	外から人が訪れる観光資源とすれば、		クリングロードなどの堤防内の土地利
1	人口減少対策となるのではないでしょ		用につきましては、同事務所へ相談し
1	うか。		ながら、より良い方策を研究してまい
	さらに、川沿いの行政区民や青少年育		ります。
	成会、PTA、観光協会、建設業協会な		住民の皆さんや各種団体との協働事業
	どの協力団体が日常管理をし、町から		につきましては、「住民提案型協働事
	管理に必要な資機材購入の助成を受け		業」や「あいかわ町民活動応援事業」
	るという協働管理を提案します。		といった支援制度を設けておりますの
			で、対象となる事業の内容など、詳し
			くは行政推進課へご相談ください。
			なお、これらの制度につきましては、
			資機材のうち、団体の財産となる備品
			については助成の対象外となります
			が、原材料や消耗品は、内容によって
			は助成対象となり得ますので、ご承知
			おきいただければと存じます。
	<u>l</u>	]	

No.	意見・要望要旨	担当課	回答
	【中津川河川敷流下能力の強化と沿線	道路課	中津川の流下能力の強化について、河
	家屋の保全】	農政課	川管理者である神奈川県(厚木土木事
	令和元年度の台風19号では、あわや		務所)に確認したところ、河床は整備
	宮ヶ瀬ダムの緊急放流という事態とな		済みとのことでしたので、同事務所に
	り、中津川・相模川沿いの地区に避難		定期的な河川パトロールや、流下を阻
	勧告が発令されました。川沿いの住民		害する事象が発生した場合の早急な対
	にとっては死活問題です。		応を要望しました。
	堤防の強化だけでなく、河川敷を掘り		また、台風などによる大雨時の対策に
	下げるなどの対策で、大雨の際にも安		つきましては、国土交通省のダム管理
	全な流水断面を確保してください。		事務所と河川管理者が連携し、ダム貯
2	また、川沿いの水田を遊水池として担		水量を確保するため事前放流を行うな
	保することを検討してください。		ど、緊急時の対応基準に沿って対策を
			講じています。
			水田の遊水池利用につきましては、地
			域はもとより、農地を利用している農
			業者のご協力や、関係機関などとの連
			携が必要ですので、今後、情報収集な
			どに努めながら、研究してまいりま
			す。
	【ドクターヘリポートへの進入路の確	生涯学習課	坂本青少年広場につきましては、河川
	保】		管理者である神奈川県の許可を受けて
	坂本青少年広場がドクターへリの発着		設置し、坂本区民の方や多くの方にご
	場に指定されていますが、広場利用者		利用いただいています。
	の駐車場を通らなければ進入できない		歩行者通路を拡幅し、緊急車両のドク
	ため、緊急車両の通行ができない状況		ターヘリポートへの進入路として整備
	が常態化しています。県道から直接広		することにつきましては、河川法に基
	場へつながる歩行者用通路を拡幅し		づく河川管理者の許可が必要であると
3	て、緊急車両が通行できるようにして		いった課題がございますので、現在
	ください。		の、広場利用者の駐車場を通過する
	なお、春と秋には通路付近にバーベ		ルートについて、啓発看板での呼び掛
	キュー客が駐車し、歩行者の通行を妨		けなどを実施し、緊急車両の通行に支
	げていますので、上記の整備をする際		障が生じないよう努めてまいります。
	には、車止めを設置し、緊急車両通行		また、歩行者通路の入り口でも、駐車
	時に解錠するなどの運用が必要と考え		車両が通行の妨げとならないよう、啓
	ます。		発看板による呼び掛けを行ってまいり
			ます。

No.	意見・要望要旨	担当課	回答
	【坂本体育館入口の「広域避難所」の	危機管理室	12月2日の区長逓送で通知を送らせてい
	看板書き換え】		ただきましたが、今年度、町内全域の
	坂本区の下段地域は、ハザードマップ		「緊急避難場所」の看板を更新するこ
	の整備に伴い「浸水区域」に指定され		ととしており、12月中旬から作業を開
	ました。		始し、全域で更新が完了しています。
4	坂本体育館は、従来の「広域避難場		
	所」から「緊急避難場所」に変更され		
	ましたが、このことを区民や体育館利		
	用者に周知するため、看板の書き換え		
	をお願いします。		